

環境教育等促進法への改正の概要

法律改正の必要性

- 環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっている。
- 国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要。

※例えば、米国では、「グリーンカラー」の看板のもと、環境関連の人材育成を強力に推進。

環境保全活動・環境教育の一層の推進 幅広い実践的人材づくりと活用へ

改正の考え方のイメージ

1. 基本理念等の充実 法的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加。

2. 地方自治体による推進枠組みの具体化
～環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置～

地方公共団体は、地域の関係者からなる協議会の設置等による環境教育、協働取組等に係る行動計画等の作成の努力義務。

3. 学校教育における環境教育の充実

① 教育活動における環境配慮の努力義務

学校施設等の整備の際に適切な環境配慮の促進及び教育を通じた環境保全活動の推進。

② 学校教育における環境教育の一層の推進

国及び地方公共団体は、学校で各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われるよう、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずる。また、研修等教育職員の資質の向上のための措置を講ずる。

4. 環境教育等の基盤強化等

① 環境教育等支援団体の指定等

各主体による環境教育等の取組を支援する環境教育等支援団体の指定。

② 人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材開発等事業を追加

5. 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入

自然体験活動等の機会の場の知事による認定制度の導入。

6. 環境行政への民間団体の参加 及び協働取組の推進

① 政策形成への民意の反映

国民、民間団体等の多様な主体の意見を求め、政策形成する仕組みを整備・活用、国民等による政策提案を推進。

② 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮

国等が公共サービスの実施に際し価格以外の多様な要素も考慮し民間団体と契約。

③ 協働取組推進のための協定制度の導入

協働取組を推進するため、行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、協働取組協定の締結の推進、登録制度。

④ 事業型環境NPOの活動支援

環境保全活動が経済的に自立して行えるよう、NPO等の活動を国が支援。

附則

① 法施行後5年を目途とした検討

② 学校における環境教育について、教育職員を志望する者の育成を含めた検討

法律題名の改正

以上のとおり、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備することに伴い法律の題名をそれに即応したものに変更。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」